

## 【教育訓練給付金制度】キャリア・アカデミー対象コース



### 介護職員初任者研修

2013年10月以降の開講コースで、研修期間 3ヶ月以上のコースが対象です。

### 【 支払った受講料の20%（上限10万円） 】

#### 教育訓練給付制度について

#### 厚生労働省「教育訓練給付制度」とは

---

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする厚生労働省による支援制度です。給付条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育講座を受講し、修了した場合、受講料の20%（上限10万円）が修了後にハローワークから給付されます。

※ただし、割引制度を利用された場合の教育訓練給付金の対象額は割引金額を差し引いた後の金額となります。

#### どんな人が対象になるの？

---

以下の（1）（2）のいずれかの条件を受講開始日に満たしている方が対象となります。

（1）雇用保険の一般被保険者で、被保険期間が通算3年以上の方。

（途中、被保険者期間に中断がある場合は、その中断期間が1年以内であること。）

（2）雇用保険の一般被保険者でなくなってから（退職された日の翌日から）1年以内で、かつ被保険者であった期間が3年以上の方。

※初めての教育訓練給付制度を利用される方については、上記（1）（2）とも被保険者期間は1年以上であれば利用できます。

※ご自身が支給対象者となるか不明の場合は、お住まいの地域を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせ下さい。

---

#### 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業について

#### 地方自治体「母子家庭自立支援給付金」とは

---

都道府県、市及び福祉事務所設置町村が指定した教育訓練給付対象講座を受講した母子家庭の母に対して、受講料の20%（上限10万円）が自立支援教育訓練給付金により支給されます。

#### 利用方法は？

当制度は、自治体により制度の有無や受給資格に違いがありますので、詳細については**お申込みの前に必ず**お住まいの市町村窓口にご相談下さい。